

平成30年度石川県環境審議会 議事録

1 日 時

平成30年8月10日（金）13：00～14：20

2 場 所

石川県庁行政庁舎11階1109会議室

3 出 席

池本委員、井村委員、浮田委員、大谷委員、大場委員、加藤委員、門村委員、神谷委員、城戸委員、河内委員、鈴木委員、中村(明)委員、中村(浩)委員、中本委員、西出委員、野口委員、早川(和)委員、早川(芳)委員、林委員、富久尾委員、二口委員、古池委員、丸山委員、安田委員

計24名

4 議 事

(1) 会長の選任及び会長職務代理者の指名について

丸山委員から早川(和)委員を推薦する旨の発議、異議なく了承。

早川(和)会長から、丸山委員を会長職務代理者に指名、異議なく了承。

(2) 部会に属する委員及び専門委員の指名について

事務局から一覧表を配付。異議なく了承。

(3) 部会長

異議なく了承。

5 報 告

(1) 石川県環境審議会部会報告（資料2）

事務局（環境政策課）から、前回審議会以降に開催された部会の審議状況を報告。

(2) 平成30年度主要施策の概要（資料3）

事務局から、生活環境部の新規施策について説明。

6 意見交換

議事、報告事項について、各委員から以下の発言があった。詳細は以下のとおり。

（委員）

ただいまの主要施策の概要の、新しい取組の「ニホンジカの捕獲推進」なんですけれども、これは次にあります「狩猟者の確保・育成」と重なるところがあるかと思うのですが、ニホンジカの捕獲を進めるうえで狩猟者を増やす必要があると思うのですが、特にそれ以外の今回の新しい施策として、ニホンジカに特定して具体的にどのようにされるのか教えていただければと思います。

（自然環境課）

本県のニホンジカの生息数や被害については、隣県の福井県や岐阜県と比べて、まだ少ない状況ではございますけれども、既に県内に生息している個体数の繁殖により、生息数の増加ですとか、生息域の拡大が懸念されております。今後、生息数の増加によりまして、森林等の生

態系への悪影響のほか、農林業被害へも繋がることが懸念されておりますので、これまで私どもでニホンジカの生息状況の調査を進めてまいりました結果、ニホンジカの定着・繁殖が特定できた高密度生息地というものが特定できましたので、こういったところを獵銃ですとか、遠隔監視・操作が可能な大型捕獲檻を使いまして、効果的にニホンジカの捕獲を進め、ニホンジカの生息を抑制し、森林生態系への被害ですとか、農林業被害の未然防止に努めていきたいというふうに考えております。

(委員)

部会報告の案件7のところで「第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について」ということで、原案どおり適当と認めたのですけれども、実はこの時に、何人かの委員の方から、石川県独自のオオタカについてのデータがあるかどうかという質問がございました、どうも、そういったバックデータが薄いといった話でした。それで、ここで原案どおり適当と認めるのですけれども、順次、追加調査をして、バックデータを揃えながらやっていただきたいという委員の声もございましたので、どうかその旨も踏まえて、今後進めていただければと思思いますので、どうかよろしくお願ひしたい。

付帯意見ということで、明記はしておりませんけれども、バックデータを、非常に、県としてはですね、国としてはオオタカについて過小データと指定解除したのですけれども、環境省の話であって、石川県の話とはちょっと違うという、こういう意見が出ましたので、付け加えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(自然環境課)

オオタカにつきましては、今後とも継続して調査を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(委員)

部会の報告をいただいたのですが、1つの部会については報告が出ていないんですね。私も委員の1人なんですが、昨年度1回も開かれてないんですね。計画とか、それから総務的な性格のものについては、一番、環境審議会としては重要な案件だと思うのですが、何で開かれていないのか、担当の部長としてどういうふうに考えているのか、お聞きします。

(生活環境部長)

ご指摘の部会は、企画計画部会のことだと思いますけれども、それぞれ部会の所管事項につきましてご審議いただくということでございます。企画計画部会につきましては、ご指摘のとおり、環境保全の基本的事項に関する事項についてご審議いただくということでございます。計画の策定なり、基本的事項につきましてご審議いただくということで、ただ、そういう機会がここしばらくなかったということで、ご指摘を踏まえまして、企画計画部会についても年度1回は、今後開いていくのが、私も適当であろうというふうに思っておりますので、今後のあり方については、また、部会長ともご相談のうえ見直しをしていきたいというふうに思っております。

(委員)

今のあり方についていろいろ検討しなければならない問題がいっぱいあると思うんですね。例えば、私の意見ですけれども。だから、今おっしゃったような方向で、是非、年1回とは言わず、おそらく、部会を開けば委員の皆さんからいろいろご提案があるので、せっかくこういう部会を作つてあるのですから、これを活用してやっていくということを、是非よろしくお願ひしたいと思います。

(委員)

新しい施策で、（主要施策の概要の）8ページの2の（3）、子どもたちに関する環境教育を推進していくって、本当にとても大事。とにかく次の世代に伝えていかなくてはいけないのですが、ここに書いてあることが、何をなさるのか、具体的にちょっとよく分からぬし、「子どもたち」というのが漠然としていて、どのあたりの年齢を指すのか、とてもいい企画だと思うんですけど、「アクションシート」の配付って、どこに配付するんだろう、「こども検定」はどのあたりの年齢をターゲットにして、検定を毎年やるのか、時々やるのか、施策のいいアイディアなので、もう少し具体的に知らせてもらえるとうれしいです。

もう1つ、とても疑問に思っているのですが、幸い、石川県は、豪雨とか台風とか様々な被害の時に、何度か難を免れて無事に来ましたけれども、今から、激しい気候変動というのは避けられないと思いますので、そういう時の、石川県全体の何か、ここはモニタリングしていますよとか、こんなふうに守っていますよとか、何か安心するお言葉があれば聞かせてください。

（自然環境課）

トキにつきましては、いしかわ動物園のトキ里山館を28年の11月に新たに開設いたしまして、1~2メートルからの距離から、トキを間近に観察できたりとか、あとは体験学習を行うコーナーを設置したりして、トキを間近に感じられる施設として、多くの来館者の方からご好評いただいております。そうした中で、トキをシンボルとした自然環境保全の意識醸成といたしまして、将来の担い手となります小学生の方に環境教育を推進するということを目的としております。具体的には2つございまして、1つは「トキ舞ういしかわアクションシート」というものを作成いたしまして、小学校の4年生から6年生の児童の方に、県内全小学校を対象に配付する予定でございます。中身としましては、トキの生態を題材としたような、環境保全の基礎学習、例えば、ドジョウとか、カエルといった、トキのエサとか、そういう生き物がいる環境について学んでいただいたり、子どもにもできる身近な環境保全活動を紹介する、例としては、トキ里山館での体験学習ですとか、田んぼの生き物調査などに参加するといったようなことをご紹介したりして、子どもさんがそういった取組に興味を持っていただけるきっかけにしたいと思っております。

もう1つは、「トキ子ども検定」ですけれども、これも子どもたちが楽しみながら、トキの知識を学ぶことができるよう、これは小学校5、6年生を対象に行うものでございます。小学校5、6年生としましたのは、小学校6年生では、食物連鎖などの、生物とか環境の関係について習う学年であること、小学校5年生については、その事前学習ということで、トキについて様々な、例えば、トキの生態ですとか、トキの石川県における歴史とか、そういうところを学習してもらって、検定、これにつきましては、今年度は初めの年でありますので、七尾市と能美市の全小学校、それから私どもでお願いしております愛鳥モデル校というのがありますけれども、これが10校ございますので、そういう学校に今年度取り組んでいただきまして、これからは、また少し広めていきたいなというふうに思っております。

その検定を行う前に、トキに関する問題を、県のホームページにアップしまして、それを子どもさんに事前に学習していただいて、検定に取り組んでいただくといったことを考えております。

（生活環境部次長）

最近の気候であるとか、降水量、そういうことについての危機管理に関しましては、土木部の方が県のトップページの方で、そういうような情報を発信し、そこからリンクしたもの

については情報発信しているところでございます。こちらの生活環境部の方では、大気のモニタリングであるとか、水質のモニタリングであるとか、そういったことについてやっておりまして、県庁全体で見た場合には、生活環境部の所管事項と、それから、土木部あるいは危機管理監室といったところで、それぞれやっておりますので、そちらの方から情報発信しているところでございます。

(委員)

企画計画部会の開催の関係なんですけれども、今日配付いただいた主要施策の概要の全般を網羅しているものかと思いますので、この企画計画部会の所管事務の中に入るかどうかちょっと分からぬんですけども、こういったものについてもご意見を伺ったりして開催してですね、ご意見を事前に伺うようなことをしていただいても良いのかなと思いましたので、発言させていただきました。

(生活環境部長)

先ほど私の方からも説明した、今後のあり方の中には、来年度の新規事業を考えるに当たりましても企画計画部会の皆様からご意見をいただくような機会があつてもいいのかなという思いで、今後のあり方という表現をさせていただきました。会長、部会長とも、そのあり方にについてご相談させていただきたいと思っております。

(委員)

先ほど、トキのことで環境教育の意見が出たのですが、これまで環境教育でどのようなことをされているのか教えてください。

(自然環境課)

1つ目のトキと人との共生の推進という事業についても昨年度から行っていますけれども、こちらの方は、1つにはトキの生態、生育環境を学ぶセミナーを開催しております。これは一般県民の方を対象にトキ里山館で、実際にトキを見ながら生態や生息環境について学ぶ、先進地であります佐渡での取組などの講演を聞いていただくなどして、トキの暮らしやすい環境づくりへの理解を深めていただくといったことをやっております。そのほか、県内の小学校を対象としたトキの出前講座も開催しております、こちらの方は小学校の環境学習の中で、こういった出前講座を活用していただきまして、トキを通じて広く環境全般について考える契機としていただこうということで、日本中国朱鷺保護協会の事務局の方に、トキの生態ですか、トキの歴史等について説明いただいた後、トキを育む環境について子どもさん方に議論していただくといったようなことも行っております。

(委員)

地元の話題性のある対応で、環境教育にふさわしいと思うんですが、そういう意味では、お隣の富山県ではイタイイタイ病の資料館があったりして、公害の問題を負の遺産ではなくて、環境教育に活かしているんですね。それで、石川県でも尾小屋鉱山があって、梯川の流域では、環境汚染があって、農業被害や健康被害が出たわけで、今も県でもフォローアップしますし、水質に関しては引き続き浄化しているわけで、そういうような身近な問題を環境教育に取り上げるというのはいかがでしょうか。

(環境政策課長)

今後、ご意見を踏まえまして検討させていただきます。

(委員)

汚染が終わってというか、問題となってから40年近くがたって、貴重な資料が散逸すると

いう、そういう時期になっていると思いますので、是非そういうものを保存して、後世に伝えられるようにしてほしいと思います。

(委員)

少し一般的な話になりますが、2点申し上げます。1つは、私、同時に森林審議会の森林保全部会というのも入っておりまして、そこに森林を伐採するような事例について、許可して良いかどうかという案件がたくさん回ってくるんです。その中で、皆さんご存知かもしれませんけれども、門前で廃棄物処分場を造っている大釜というところの案件が回ってまいりまして、今日のこの資料には出ていないんですけども、工期を見ましたら50年間、平成79年3月31日となっておりまして、私びっくりして、50年間もこれから良いか悪いかを判定するのは、委員として大変重いなと思って、それでその時、私は非常に心配だと申し上げたんです。50年後と言いますと、本当に、今ある輪島市があるかどうかかも分からぬと思うんです。今の世の中、趨勢をみておりますと。ですから、50年間、一応、工期は3時期に分かれているということは後から説明聞いたんですけど、50年間、当然、生物多様性とか、生態系とかいろいろなことに配慮しながら、それ以外にもこういったことに配慮されながら、50年間見守っていくんだろうと思うんですけど、しかし、本当に大丈夫ですかと、私は心配だということをくどくど申し上げたんです。それで、私は今は環境影響部会の方には入っておりませんけれども、昔、入っておりまして、その時に、いくつも重要な工事について審議があったんです。それで、私の経験から言いますと、一度通ってしまいますと、そのあとモニタリングをしているはずなんんですけど、今モニタリングでこうなっているといった情報が全く入ってこないんです。これは、こちらから、県庁を通じて、今どうなっているかということを聞けば良いのでしょうかけど、基本的に、非常に大きな工事であっても、一度委員会終わりますと、後は、私の経験では、ほとんど全くフォローできない。それで、大丈夫ですかということを、50年先ということになると大丈夫ですかということを申し上げたんです。ですから、一般論として申し上げますと、生態系なり生物多様性のモニタリングを長い工期にわたってやっていくときに、これからやりますということは伺ったんですけども、これからやりますということよりも、本当にやれるのかどうかということを真剣に考えていただきたいと思います。それで、やられるんでしたら、ちゃんと今から制度を作って、誰がその時の現状や変化を把握するのか、そういう専門家という、一般的な言葉ではなく、そういうことをしっかりと決めていただきたいと思うんです。それでこれまで、大きな事業をやっているわけですから、その生物多様性が今どうなっているのかということを、いくつか例を挙げても良いのですが、報告していただきたいと思います。モニタリングしているはずですから。こういうことを1つ申し上げておきたいと思います。これは、今すぐ県として考えてほしいこととして、1番目に言いたいと思います。

それから、2つ目は、私は森林審議会、或いはそれ以外のところでも、いろんな、アセスメントの判定とか、生態の判定とかやってきたんですけど、基本的には、いくつかの案件、ずっと、ある回ごとに2つとか、3つとか出てくるんです。ですから、毎回毎回、細切れに案件が出てきます。地図はあるんですけども、その場所の地図があるだけで、石川県全体の地図、これまでどこをどうしたというようなことについての情報が、基本的なデータが与えられないんです。ですから、おそらくたくさん、今日もいくつも報告ありましたけれども、発電所作ったり、ウィンドファーム作ったりですね、それからメガソーラ、太陽光パネル、こういうものをあちこちに設置してやってますので、1つ1つはそんなに問題ではないと思うんですけど、それを全部足して全体でどんな状況でどうなのかということについて、どこかでちゃんと経過

報告したりしないといけないと思うんです。そういうふうなことについて、是非しっかりした専門家を集めて、しっかりした委員会を作つて、定期的に議論していただきたいと思います。
(廃棄物対策課長)

輪島市大釜に建設予定されております、門前クリーンパークという産業廃棄物処分場の件でございますが、これについては、計画期間が47年というふうになっております。先般、県の方では、第1期分ということで設置許可をしております。第1期分につきましては11年3か月ということです。許可にあたりましては、廃棄物処理法という法律がございまして、周辺の住民の方々など、利害関係者の意見を聞いて、廃棄物処理施設専門委員会というものの中で、専門家に、廃棄物処理、大気、水質等といったことの意見を聞いております。その中で、周辺の生活環境保全に支障がないということ、それから、廃棄物処理法の技術上の基準に適合しているということでありました。それを受け、廃棄物処理法では、基準に適合したら許可しなければならないということで、去年の11月に設置許可を、第1期分についてしました。全体の計画でございますが、この計画は、平成18年度からふるさと石川の環境を守り育てる条例の環境影響評価手続きがスタートしております。18年に方法書の手続きがございました。その後、事業者は環境の調査をしたり、準備書の提出というようなことで、29年、昨年の6月に評価書を提出しています。その間、事業者は公告して、縦覧して、説明会を開催して、住民の方々の意見を受付しています。県の方では、市町などの意見を聞いて、環境審議会環境影響評価部会の意見を聞いて、知事意見を準備書と方法書について述べてきました。先ほどの生態系については、そういった貴重な動植物がいるということを明らかにして、意見を住民などから聞いてきたということでございます。今後、事業者は、いろんな調査の結果を、生態系も含め、公表することになりますし、廃棄物処理法においても、水質の結果などの維持管理の状況、廃棄物の量などについて、インターネットによって公表しなければならない、そういった形となっております。あと、第2期の工事についても、別途、変更許可申請という手続きを踏むということになっております。

(会長)

報告は事業者が行う義務があるということなんでしょうか。

(廃棄物対策課長)

事業者が評価書の中で公表していくということを定めています。環境影響評価書に従ってやっていくということが事業者に求められますので、そういう形で公表されていくということになります。

(委員)

ありがとうございます。私は余計な心配をしているのかもしれないのですけれども、工事が始まって、それでモニタリングがされて、何らかのデータがとられていくはずなんです。しかし、それが本当に、それを見て、まずデータがちゃんととられていないといけないんです。それを見てどういうふうに判断するかということなんです。そういうことについて、心配している程心配していないんです。あの場所だけでなく、一般的に。ところが、先ほど、私が申し上げましたように、大きな、これまでいろんな工事があったときに、貴重な動物を移植したりですね、あるいはいろんなことをやったんです。しかし、それが現在どうなっているかということについて、全く報告を聞いたことがないです。工事関係者が生物多様性のことを調べているんだと初めによく聞くんで、私、どうなっていますかと聞きますと、そういう説明あるのですけど、しかし何年かするうちに、どうなっているのか全然もう分からない、こちらもそ

ということでやっている訳にいきませんし。ですから、これは本当に私の心配事、それからお願ひなんです。今おっしゃったように、10年11年、本当に長いです。ですから、その間、今から、業者の方を激励して、サポートして、ちゃんと環境の現状がどうなっているかをやっていただきたいと思います。そのためには、専門家がちゃんとといないとできないと思うんです。ですから、先ほど、どなたかがおっしゃったかもしれませんけど、ちゃんとした専門家を石川県として確保して、働いていただくような体制を取らないと、実際にはちゃんとモニタリングできないのではないかと思います。心配ばかりして申し訳ないのですが、これで終わります。

(廃棄物対策課長)

廃棄物処理法の許可にあたりまして、留意事項通知というものを出しております。廃棄物処理法では生活環境の保全に特化するというものでございますが、希少動植物、自然環境にも配慮する必要があるということで、留意事項を通知しております。私どもとしましては、今後とも、事業者が、希少動植物、自然環境の保全も含めて、しっかりやっていくよう指導していきたいと思っております。

(会長)

新事案があった時に、資料として個々の地図だけでなく、石川県内全体の概要を併せて説明していただくようにお願いしたいということだったと思います。

(委員)

別に毎回でなくても構いませんので、そういったことを考えていただきたいと。

(委員)

コメントということで、必ずしもご回答はいただかなくても良いのかもしれないのですけれども、今年の4月から6月にかけて、国の環境政策というのは、かなり抜本的に変わったと言えるかと思います。この4月17日に第5次環境基本計画が策定され、循環型社会形成推進基本計画が新たに作られ、私が関わっている環境教育の関係でも、環境教育促進法の基本方針もこの6月に改正され、というような形で、国自身の取り組み方、かなり大きく、環境政策に対しての柱が変わってきたんじゃないだろうかなと受け止めています。例えば、最近よく使われるプラネタリー・バウンダリーとかいうような地球の限界とか、ティッピング・ポイントのような臨界点があるんじゃないだろうかとか、これは先ほどのご意見にあったような、気候変動による影響にも関わってくる話だろうと思います。また、今回の第5次環境基本計画の1つとして、世界の範となる日本を確立していくんだというような話があって、その中に公害を克服した歴史について、しっかり世界に伝えていくんだというようなことも明記されています。それで、私の質問と言いますか、コメントは、資料3で平成30年度の主要施策の概要というものをご説明いただいて、なるほどなと思いながら聞かせていただいたのですが、これは環境基本計画の改定とかいったものがある前に、基本的には作られたものだと、環境基本計画をはじめとして、あるいは、基本計画の大きな柱として、地域循環共生圏というような考え方方が打ち出されているとか、そういう新しい考え方を踏まえて、この30年度の主要施策を大きく変更することはできないと思うんですけれども、例えば、公害問題についてしっかりと取り組むとか、環境教育の中に入れていくとかいうような話は、運用として、例えば、いただいた資料3の13ページに、環境に関する知識・知恵・情報等の集積、活用といったところが、その中で、県民エコステーション事業の中で、環境交流サロンとか、あるいは、環境学習の実施、エコハウスを活用した環境学習の実施というのは、どちらかというと建築系が中心になっていると思うんですけども、運用のなかで、そういった公害問題とかいったものを、しっかり学

び直してもらうようなものに組みかえることもあるんじゃないだろうかな、と感じながら話を聞いておりました。そういう意味で、今から、環境基本計画、国の政策が大きく変わったことを踏まえ、どう、この30年度の主要施策とし合わせていくのかなというお考え、あるいは、そのために企画計画部会とか、更に活用していろいろ意見をいただくというようなことも可能なんじゃないだろうかなと思いましたので、参考までに言わせていただきました。

(生活環境部長)

いただいたご意見、まさにご指摘のとおりだろうと思います。国の環境施策の考え方方が大きな転換点を迎える中で、県としましても、今後の施策のあり方については、国の考え方も踏まえながら、予算として必要なものは、なかなか、役所の事業は年度単位ということもありますので、見直しをしても新年度からということになるかと思いますけれども、ご指摘いただいたように、運用の中で取り込めるものは、今日皆様からいただいたご意見も、中でも、取り組めるものは取り組んでまいりたいと思いますし、企画計画部会などの場を通じて、今後、ご意見をいただきながら、施策のあり方について、検討してまいりたいというふうに思っております。ご意見ありがとうございました。

(会長)

環境総合計画は、少なくとも5年ごとの見直しということではなかったでしょうか。

(生活環境部長)

そうですね。5年ごとに一応見直すということになっております。東日本大震災の影響によりまして、計画がそのままの状況になっておりますけれども、まさに今もう、国の方の動きが、大変大きく動いておりますので、ちょっとこの状況も見極めながら、どうやって計画なり事業のあり方をどのような方向で進めていくか、今まさにいろいろと検討していく必要があるというふうに思っております。

(会長)

今、部長が言われましたように、今、延び延びになっていた計画も、見直しの必要な時期に来ておりまして、皆さんからいただいたご意見、大変貴重なものでございまして、是非、環境審議会としても、今後のあり方を出していきたいと私思っております。これは事務局ともよく相談して、できるだけ前進させたいと思っております。

(委員)

1つだけ是非ご検討いただきたいといいますか、初步的に考えていただきたいという問題がありまして、環境審議会の位置づけといいますか、県民の問題なんです。何も知事の諮問に答えることだけが環境審議会の仕事ではないので、諸般、全般のことについて環境審議会は研究することもできるし、検討することもできるようにしなければいけないんです。こことのところが、1つ、私の不満と言っては何ですが、環境審議会が知事の諮問に答えること以上のことをほとんどやっていないということです。例えば、石川県立自然史資料館を造るときも、この1つの議論が欠陥だったんです。そういうこともあるので、環境審議会ももうちょっと、他の部局のことに対して、環境の面からいうと、こういうこともあるんだということを、しっかり言ってくれということも多少やらないと、せっかく環境部を作った、私どもが関わってきたのは、環境部がまだ無い時期に、環境部あるいは環境をやる所管が、まだ厚生部でやっている時期に、だから環境省とかが、環境審議会あるいは環境部を作れということどんどんやった覚えがあるんです。それで、出来た時に、みんな大喜びしたんです。だから、そういう経過があるので、環境部自体あるいは環境審議会自体については、もうちょっと活発に活動しなけ

ればならないというふうに思っているわけです。みなさんはどう感じておられるかわかりませんが、するとともちゃんと書いてあるわけですから、そういうことで、あり方というものについて、1つ自覚する必要があるというふうに思います。そのことで1つだけ伝えておきたいのですが、私たちは、今、レッドデータブックというものの三訂版を、県の方で計画に基づいてするということで、これは10年毎に改定しているんです。それで今年はだいたい最終年度になっている。県には、そういう面の、白山自然保護センターだと、のと海洋ふれあいセンターみたいに、ある程度、地域限定とか特殊なものについてのものはありますけれども、全般的な、土木部が持っているとか、そういう実部分というのは実は持っていないんです。環境部は。そこが実に弱い点なんで。それで結局、そういう仕事は、例えば植物について言えば、石川県の絶滅危惧種調査会に委託するといったことでやっている。現状はどうなっているかというと、三訂版は責任上、必ずりますから、ということを言っておりますけれども、その10年後になると、四訂版、これは全然見通しが立たないんです。なぜ見通しが立たないのかというと、調査ができる人がいないんです。今まで、我々は、専門家として、あるいは、そういう書面を形成いただいた方は、だいたい、基本的には教師出身の人が多いんです。現在の教育委員会の、環境教育とかいろいろ言いくらいですけれど、私に言わせれば、小学校の先生が、果たして生徒を連れて、例えば、この植物はどういう植物ですかといった場合に答えられるかどうか。名前が言えるかどうか。それと、昔の小学校の教師はみんな、昔といつても、今から半世紀ほど前になりますけれども、ともかく、校下に何が生えているかくらいは全部知っていたんです。だから、分からなければ、小学校に行けば問題が全部解決するというふうな状態だったと。これは全国全部そうです。そういう人たち、人材というものを土台にして現在のレッドデータブック、県内のどこに何が生えているか、知っていなければ絶滅したって話になりませんから。例えば、赤とんぼっていうのは今ほとんどいない、何でだと、昔に比べてどうだと、或いは、スズメが昔に比べて減ったねとか、そういうことを知っているのは、やっぱり、小学校の先生はいくらでも知っている。ところが、今は、僕に言わせれば、今の教育委員会は、そういう形で教師の教育をしていません。理科の教育だけでなく、小学校の先生について、そういうことをやることについて、奨励するというようなことは全然やっていないんです。今、ほしい方だけのことで言ったら語弊があるかもしれません、そういう方向になっているから、結局そういう人材が育たないんです。これは、いわゆる自然環境の面からだけ見ているのですけど、ほかの問題についてもあるのかもしれません、ともかく、現在、実際に活動して下さる方、人材がいないんです。ですから、あと10年経つと、石川県下でレッドデータブックの作成に関われる人は、3人か4人しかいないんです。これは、とてもじゃないけどやっていけないです。これは深刻な問題で、人間を育てるというのは、ものすごく時間とエネルギーが要るので、そういう状況であるわけなんです。だから、部会によって問題解決するのかどうか分かりませんけれども、しかるべき部局に対して、しかるべき勧告を行うということも環境審議会の重要な役割だと思うんです。そういうことをやっていかないと、数年後には、いわゆる砂上の楼閣という、そういう状態になってしまって、将来は自前でレッドデータブックを作成することはできなくなってくると思います。ですから、こういった問題は、非常に現場では深刻な問題だと考えていて、折につけてお話ししているのですが、非常に重要な問題なので、この点も、1つこれから、先の問題として十分検討いただきたいということをお願いしたいと思っております。

それともう1つは、新幹線が通って、県下の環境のアセスとかに関わる業者が、入札率がど

れくらいになっているかということです。我々の聞いているところで、かなり、東京辺りに事務所がある業者がかなり入ってきているということを聞いているんですが、地元でやると、そういうた、やはり、ちょっと、差がありますから、地元でちゃんと調査ができるというか、どうやっていくかという問題もあります。今、そのコンサルタントの人的要素、ほとんど、今言ったように、我々が供給しているわけです。自前でそういった動植物を同定できる人を抱えているコンサルタント会社は、県内にはほとんどありません。いないと言った方が正確だと思いますね。そういうこともあって、人的な問題というのは、今後、大きな問題になるので、是非この点をお考えいただきたいということをよろしくお願ひしたい。

(会長)

石川県だけでなく、全国の問題でもあるかなと思います。また、是非、その点をよく調べていただいて、本県でどういうような対応をすればよいか、また事務局でお考えいただいて、私も相談してみます。

7 閉 会